

(公財) 新潟県スポーツ協会競技水準向上対策事業 実施要領 (令和8年度)

1 補助対象事業一覧

	事業名	事業内容
1	新潟ジュニア育成事業	<p>【目的】 競技団体が小・中学生を対象として行う競技人口拡大のための体験会や、ジュニア選手（小・中学生）を対象とした計画的・継続的な強化活動の実施により、将来、国スポ等の全国大会で活躍できる競技力の向上やトップアスリートの育成を図る。</p> <p>【対象事業】 競技団体が指定するジュニア選手・指導者を対象として行う、年間を通じた定期的な練習会、合宿、研修会、その他将来競技に携わる可能性のある小中学生を対象として行う、ジュニア選手の発掘・普及に関わる次の事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 強化練習会・合宿 (2) 外部講師による研修会・講習会（指導者向け講習会を含む） (3) 県外優秀チームを招へいして行う練習会・合宿 (4) 国際大会・複数都道府県が参加する競技会への参加 ※但し、日本中学校体育連盟（北信越中学校体育連盟を含む）主催・共催大会を除く。 (5) 記録会・交流大会の実施 (6) 体験会の実施（他団体主催体験会への参加を含む） <p>【対象団体】 国民スポーツ大会において行われる41競技のうち、(公財)新潟県スポーツ協会が指定する競技団体。</p> <p>【対象者】 (1) 競技団体が指定し、本会が承認したジュニア選手（小・中学生）及び指導者等 (2) 本県の競技水準向上対策事業に参加する県外優秀チームの選手及び指導者</p>
2	新潟ジュニア育成事業 (国際大会)	<p>【対象事業】 JOC 又は中央競技団体からの派遣により、国際大会へ参加するもの。</p> <p>【対象団体】 (公財)新潟県スポーツ協会に加盟する競技団体のうち、(公財)新潟県スポーツ協会が指定する競技団体。</p> <p>【対象者】 本県に在住又は県内小・中・高等学校に在籍する選手で、JOC 又は中央競技団体から国際大会に派遣される選手。</p>

	事業名	事業内容
3	国スポ 強化事業	<p>【目的】 国民スポーツ大会選手の強化活動を支援し、本県の競技力の向上を図る。</p> <p>【対象事業】 競技団体が国民スポーツ大会選手及び候補選手を対象として行う計画的な合宿、練習会、研修会等。</p> <p>(1) 強化練習会・合宿 (2) 外部講師による研修会、講習会（指導者向け講習会を含む） (3) 県外優秀チームを招へいして行う練習会・合宿 (4) 国際大会・複数都道府県が参加する競技会への参加 ※但し、全国高等学校体育連盟（北信越高等学校体育連盟を含む）および日本中学校体育連盟（北信越中学校体育連盟を含む）主催・共催大会を除く。 (5) 国民スポーツ大会強化に係る調査分析 ※但し、他県チームの戦力分析に係るものを対象とする。</p> <p>【対象団体】 国民スポーツ大会において行われる 41 競技のうち、(公財)新潟県スポーツ協会が指定する競技団体。</p> <p>【対象者】 (1) 競技団体が国民スポーツ大会選手（候補選手）及び指導者等として指定する者 (2) 本県の競技水準向上対策事業に参加する県外優秀チームの選手及び指導者等</p> <p>【対象人数】 (1) 選手（候補選手を含む）の人数は、当概年に実施される国民スポーツ大会競技別実施要項に定められた監督及び選手の合計人数の 1.5 倍（端数切り上げ）を基準とする。 (2) 県外優秀チームの選手人数は、(1) と同基準を適用する。</p>
4	強化スタッフ 支援事業	<p>【目的】 国民スポーツ大会にスポーツドクターやトレーナー、コーチ等を派遣し、選手の傷害予防やコンディション調整などを行うことにより、競技成績の向上を図る。</p> <p>【対象事業】 国民スポーツ大会（北信越国民スポーツ大会を含む）へ競技団体支援スタッフを派遣するもの</p> <p>【対象団体】 国民スポーツ大会において行われる 41 競技のうち、(公財)新潟県スポーツ協会が指定する競技団体。</p> <p>【対象者】 (1) 競技団体が、外部から招へいするスポーツドクター、トレーナー等 (2) 競技団体が、あらかじめ強化スタッフとして指定するコーチ等</p>

2 各事業における科目別支出の可否一覧

科 目	補助対象者・内容	新潟 ジュニア 育成事業	国スポ 強化 事業	強化 スタッフ 支援事業
報 償 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	×	○
交 通 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	○	○
	競技団体が指定するスタッフ	○	○	○
	監督・選手	○	○	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	○	○	×
	競技体験会運営スタッフ	○	—	—
	競技体験会参加者	×	—	—
宿 泊 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	○	○
	競技団体が指定するスタッフ	○	○	○
	監督・選手	○	○	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	○	○	×
会 場 使 用 料	会場使用料、競技用具の借上げ等	○	○	×
消 耗 品 費	強化活動時に直接必要となる消耗品	○	○	×
大 型 競 技 用 具 運 搬 費	馬術、セーリング、ボート、カヌーの運搬に要 する費用	○	○	×
手 数 料	事業にかかった経費の振込等にかかる手数料	○	○	○
負 担 金	JOC 又は中央競技団体から国際大会に派遣さ れる場合の個人負担金 ※新潟ジュニア育成事業（国際大会）に限る	○※	×	×

3 補助対象経費

対象科目	金額	備考
報 償 費	実 費	<p>◆利用範囲 当該事業に招へいする外部講師・ドクター・トレーナー ※外部講師は、県競技団体の役員・スタッフとなっている者及び選手・監督として登録している者を除く。但し、国際大会で活躍する選手や、競技の専門資格を有し上位大会等での活動実績があるものについては、事前に本会と協議すること。</p> <p>◆補助上限額 1日 20,000 円以内（指導が半日の場合は 10,000 円以内）</p> <p>◆源泉徴収 所轄税務署の指導に基づき所得税の源泉徴収をすること。</p> <p>◆支出の証明方法 謝金・旅費計算書兼受領書（参考様式 4 号又は任意様式）を整備すること。振込にて支払いを行った場合は、謝金・旅費計算書兼受領書（受領印不要）と金融機関が発行する振込受付書（取引明細書）を整備すること。 ※旅費を合わせて支払う場合、交通費・宿泊費に記載の証憑書類を整備すること。</p>
交 通 費	実 費	<p>◆利用範囲 当該練習会・合宿等に参加する者のうち、対象者名簿で指定された指導者・選手等の居住地～会場間の移動に係る下記①～④のものを対象とする。ただし公共交通機関の利用を原則とする。</p> <p>①公共交通機関の利用 鉄道（在来線・特急）、バス、航空機、高速バス、船舶。 なお、会場地の立地条件等により公共交通機関の利用が困難な場合に限り、駅～会場～宿舍間の移動に係るタクシーの利用を認める。</p> <p>②貸切バス・レンタカーの利用 団体の移動する際の貸切バス・レンタカー。 なお、レンタカーを使用する場合は消費した燃料の実費を対象とする。</p> <p>③自家用車の利用 やむを得ない場合に限り、対象者（対象者の保護者や引率責任者を含む）が運転する自家用車の利用も可とし、次のいずれかによる。 ア 旅程に応じ 1 km（1 km未満切捨て）当り 22 円（上限）を乗じた額 イ 消費した燃料代</p> <p>④有料道路および駐車場の利用 貸切バス・レンタカー・自家用車を利用した場合にかかるもの。</p>

対象科目	金額	備考
交 通 費	実 費	<p>◆支出の証明方法</p> <p>下記①～④に基づき支出を証明する書類を整備すること。ただし、旅行代理店等を通して手配した場合は、当該代理店の請求書（支出内訳の記載があるもの）及び領収書を添付すること。また、パック料金（乗車券・宿泊代がセット）の場合、交通費を通常料金で計上し、差額を宿泊費として計上すること。その際、交通費を調べた検索サイトの画面の写しを添付のこと。</p> <p>競技団体が直接支払いを行ったものについては領収書（あて名：競技団体名）と支出の内訳（利用区間・単価・人数等）がわかる資料を整備すること。</p> <p>なお、①～④いずれの場合も、競技団体が直接支払いを行っていないものについては、旅費計算書兼受領書（参考様式3又は任意様式）と利用交通機関が発行する領収書を整備すること。受領は原則対象者本人が行うが、自家用車利用の場合については自家用車の所有者または運転者が受領すること。</p> <p>①公共交通機関の利用</p> <p>鉄道（特急利用）、航空機、高速バス、船舶、タクシーの利用については、領収書を添付すること。鉄道（在来線）、バスの利用については、領収書の添付不要とする。</p> <p>なお、航空機の利用に際し、支払いにマイレージを利用した場合、マイレージを引いた後の額を補助対象とすること。</p> <p>タクシー利用の場合は、利用区間・利用目的を明確にすること。</p> <p>②貸切バス・レンタカーの利用</p> <p>専門業者が発行する請求書及び領収書を添付すること。</p> <p>レンタカー利用の場合で、途中給油及び満タン返しのときは、給油先ガソリンスタンドが発行する領収書を添付すること。</p> <p>なお、貸切バスの乗務員にかかる費用は交通費に計上する。（但し乗務員の宿泊費は補助対象外とする。）</p> <p>③自家用車の利用</p> <p>次のいずれかによる。</p> <p>ア 運転者の報告距離に1 km（1 km未満切捨て）あたり22円（上限）を乗じた額を自家用車の所有者または運転者へ支払う場合、旅費計算書兼受領書（参考様式3または任意様式）および距離数がわかる地図サイト（経路図）を添付すること。</p> <p>イ 消費した燃料代実費とする場合は、給油先ガソリンスタンドが発行する領収書（原則として、利用日翌日までのものに限る。）を添付すること。</p> <p>※消費した燃料代：ガソリンを満タンにして出発→長距離走行による途中給油および帰着時の給油（満タン）が対象</p> <p>④有料道路料金及び駐車場料金の利用</p> <p>有料道路利用証明書（領収書）、駐車場領収書を添付すること。</p> <p>なお、ETC 還元額利用にて支払いが行われたものについては、還元額が引かれる前の額（通行料金）を補助対象とする。</p>

対象科目	金額	備考																																																																			
宿泊費	実費	<p>◆補助上限額 1泊 16,000円以内</p> <p>◆利用範囲 当該練習会・合宿等に参加する者のうち、対象者名簿で指定された指導者・選手等の宿泊に係るものを対象とする。 ただし、ホテル・旅館以外の宿泊施設（高校又は大学等のセミナーハウス又は合宿所等）を利用する場合は、施設使用料、布団借上料を宿泊費としてみなす。 宿泊に伴う食事については宿泊補助上限内で下記①～③の通りとする。ただし、1泊2食付きの宿泊施設の利用を原則としているため、やむをえない場合のみ②③を適用すること。なお、サービス朝食については原則1食とみなす。</p> <p>① 食事提供のある施設…2食（夕・朝）を原則とし、宿泊費に含む ② 食事提供のない施設…朝食 800円以内、夕食 800円以内 ③ 昼食…宿泊日翌日を対象とし、800円以内 いずれも、嗜好性の高いもの（コーヒー・ジュース類、アイスクリーム、スナック菓子等）、及び補食は対象外とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">食事 宿泊形態</th> <th colspan="4">食事</th> <th rowspan="2">補助上限 A～D 合計</th> </tr> <tr> <th>宿泊 A</th> <th>宿泊日 夕食 B</th> <th>宿泊翌日 朝食 C</th> <th>宿泊翌日 昼食 D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1泊2食付き（原則）</td> <td>○</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>-</td> <td rowspan="10">16,000円 以内</td> </tr> <tr> <td>1泊3食付き</td> <td>○</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>宿泊料金 に含む</td> </tr> <tr> <td>1泊朝食付き</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1泊素泊</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1泊2食付き+昼食</td> <td>○</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>800円 以内</td> </tr> <tr> <td>1泊朝食付き+夕食</td> <td>○</td> <td>800円 以内</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1泊朝食付き+夕食+昼食</td> <td>○</td> <td>800円 以内</td> <td>宿泊料金 に含む</td> <td>800円 以内</td> </tr> <tr> <td>1泊素泊+夕食</td> <td>○</td> <td>800円 以内</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1泊素泊+夕食+朝食</td> <td>○</td> <td>800円 以内</td> <td>800円 以内</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1泊素泊+夕食+朝食+昼食</td> <td>○</td> <td>800円 以内</td> <td>800円 以内</td> <td>800円 以内</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴わない食事</td> <td>-</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>	食事 宿泊形態	食事				補助上限 A～D 合計	宿泊 A	宿泊日 夕食 B	宿泊翌日 朝食 C	宿泊翌日 昼食 D	1泊2食付き（原則）	○	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む	-	16,000円 以内	1泊3食付き	○	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む	1泊朝食付き	○	-	宿泊料金 に含む	-	1泊素泊	○	-	-	-	1泊2食付き+昼食	○	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む	800円 以内	1泊朝食付き+夕食	○	800円 以内	宿泊料金 に含む	-	1泊朝食付き+夕食+昼食	○	800円 以内	宿泊料金 に含む	800円 以内	1泊素泊+夕食	○	800円 以内	-	-	1泊素泊+夕食+朝食	○	800円 以内	800円 以内	-	1泊素泊+夕食+朝食+昼食	○	800円 以内	800円 以内	800円 以内	宿泊を伴わない食事	-	×	×	×	対象外
食事 宿泊形態	食事				補助上限 A～D 合計																																																																
	宿泊 A	宿泊日 夕食 B	宿泊翌日 朝食 C	宿泊翌日 昼食 D																																																																	
1泊2食付き（原則）	○	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む	-	16,000円 以内																																																																
1泊3食付き	○	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む																																																																	
1泊朝食付き	○	-	宿泊料金 に含む	-																																																																	
1泊素泊	○	-	-	-																																																																	
1泊2食付き+昼食	○	宿泊料金 に含む	宿泊料金 に含む	800円 以内																																																																	
1泊朝食付き+夕食	○	800円 以内	宿泊料金 に含む	-																																																																	
1泊朝食付き+夕食+昼食	○	800円 以内	宿泊料金 に含む	800円 以内																																																																	
1泊素泊+夕食	○	800円 以内	-	-																																																																	
1泊素泊+夕食+朝食	○	800円 以内	800円 以内	-																																																																	
1泊素泊+夕食+朝食+昼食	○	800円 以内	800円 以内	800円 以内																																																																	
宿泊を伴わない食事	-	×	×	×	対象外																																																																

対象科目	金額	備考
宿泊費	実費	<p>◆支出の証明方法 競技団体が直接支払いを行ったものについては、請求書（支出内訳の記載があるもの）および領収書（あて名：競技団体名）を整備すること。 なお、①④において競技団体が直接支払いを行っていないものについては、旅費計算書兼受領書（参考様式3又は任意様式）と利用宿泊施設が発行する領収書（あて名：個人名）を整備すること。</p> <p>① 利用宿泊施設（旅行業者に発注の場合は当該旅行社）が発行する請求書（宿泊日・単価・人数等がわかるもの）及び領収書を添付すること。 ただし、パック料金（乗車券・宿泊代がセット）の場合、交通費を通常料金で計上し、差額を宿泊費として計上すること。その際、交通費を調べた検索サイトの画面の写しを添付のこと。</p> <p>② ホテル・旅館以外の宿泊施設を利用する場合は、当該施設管理者が発行する請求書及び領収書、料金表とし、料金が発生しない場合も利用証明書を添付すること。</p> <p>③ ホテル・旅館以外の宿泊施設を利用する際に布団を借上げた場合は、当該業者が発行する請求書及び領収書を添付すること。</p> <p>④ 食事の提供がない施設に宿泊した際の食事代（または食材費）は、当該業者等（スーパーマーケット、食堂等の利用）が発行する請求書及び領収書を添付すること。 また、自炊の場合1人あたりの単価は上記「◆利用範囲②③」による。なお、食堂等を利用した際は各個人の食事単価を領収書添付台紙等に明記すること。</p> <p>※①～④いずれの場合も、請求書が発行されない場合は、明細がわかる領収書（レシート）を添付すること。</p>
会場使用料	実費	<p>◆利用範囲 当該練習会・合宿等に係る施設利用料金及び競技用具借上料</p> <p>◆支出の証明方法 当該利用施設管理者が発行する請求書（支出内訳の記載があるもの）及び領収書、料金表を添付すること。 なお、事業実施にあたり会場所在地の市町村競技団体が施設の予約等を代行し、県競技団体名で証憑書類が準備できなかった場合は、理由の補記及び参考資料を添付することで補助対象にすることができる。</p>
大型競技用具等運搬費	実費	<p>◆対象競技 馬術、セーリング、ローイング、カヌーの各競技</p> <p>◆支出の証明方法 利用業者が発行する請求書（支出内訳の記載があるもの）及び領収書を添付すること。 車両借上＋運搬者（宿泊有）による運搬の場合、宿泊基準は宿泊費の通りとする。</p>

対象科目	金額	備考
競技用消耗品費	実費	<p>◆対象物品 当該競技を行う上で必要となる競技用消耗品（個人に帰属するものを除く）とし、事前に承認を受けたもの。 ※交付申請段階で予算計上されていない消耗品の購入は対象外とする。なお①②については競技用消耗品として事前申請すること。</p> <p>①交通費に該当しない燃料代等（水上競技における救助艇の燃料代・伴走車の燃料代（自転車・トライアスロン等））</p> <p>②会場使用料に含まれない燃料代（施設が貸し出ししているストーブを使用する際、使用者が灯油を購入する必要がある場合等。）</p> <p>◆支出の証明方法 利用業者が発行する請求書及び領収書を添付すること。</p>
手数料	実費	<p>◆対象範囲 当該練習会・合宿等に係る、振込手数料・旅行取扱手数料・払戻し手数料</p> <p>◆支出の証明方法 金融機関が発行する振込受付書（取引明細書）、旅行代理店・交通機関各社が発行する領収書を添付すること。</p>
負担金	実費	<p>◆対象範囲 JOC 又は中央競技団体からの指名を受け、国際大会等に派遣されるジュニア選手の当該大会等参加に要する負担金。 なお、自費派遣の場合は旅行代理店を通して手配した海外渡航旅費を負担金として扱う。</p> <p>◆支出の証明方法 JOC 又は中央競技団体からの負担額が明記された派遣要項及び領収書を添付すること。</p>

〈補足事項〉

※代金を指定された金融機関口座へ振込む場合、金融機関が発行する振込受付書（取引明細書）を領収書に代えることができる。ただし、別途請求書等の支出内訳がわかる書類を添付すること。

※やむを得ず発生したキャンセル料は元の費目に計上すること。

※補助対象者個人が立替払いを行った際、クレジットカードのポイントを利用して支払ったものについては、ポイントが引かれる前の額を補助対象とする。

〈競技水準向上対策事業補助金執行上の注意〉

実施要領 [3. 補助対象経費] に記載の範囲内で執行し、記載の通り支出を証明する書類をそろえてください。証憑書類から読み取れない事項がある場合は、補足資料を整備すること。

⚠ 証憑書類確認事項（下記について記載がないものは対象外）		備考
受領年月日		
あて名（支払者名：競技団体名）		
受領者（受領団体・業者）名・住所		
金額		
但し書（内容）		領収書に記載がない場合は明細書（請求書等）を添付
報償費	事業日・指導内容・指導時間・単価・（源泉徴収額）	
交通費	利用日・交通機関名・区間*・単価*・数量*	*領収書に記載がない場合は旅費計算書にて補足説明
宿泊費	利用日・単価*・泊数・宿泊プラン・人数	*単価が算出されない宿泊予約サイトを利用した場合は記載不要。
会場使用料	利用日・事業名・使用設備等名称・単価・数量	
大型競技用具 運搬費	事業日・事業名・運搬に係る諸単価・数量	
競技用 消耗品費	物品名・単価・数量	

〈収支決算書記載上の注意〉

□収入合計＝支出合計となっているか確認してください。

□証憑書類金額＝支出額となっているか確認してください。

□支出合計－〔内、補助対象外経費〕＝補助対象経費となります。

…収支決算書の「内、補助対象外経費」記入欄には、**補助対象外となる経費**（例：宿泊費補助上限超過分、左記以外の費目（保険料・補食費等）に計上した金額、補助対象外の参加者にかかった金額）を記入してください。補助対象経費の算出に必要です。

3 その他

- (1) 明確な目標設定を行い、その目標に沿った事業を実施すること。
- (2) 事業の効果を検証する際には、目標達成・未達成に至った要因を具体的に振り返り、次につながる課題解決を図ること。
- (3) 事業の実施にあたり当該選手等の参加を円滑にするため、事業に参加する者の保護者並びに所属長等に対し、強化事業の実施要項や派遣依頼文等を用いて事業内容の周知を徹底すること。
- (4) 練習計画は、選手の発育段階等に考慮し過度なものとならないようするとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故の防止に努めること。
- (5) 参加者は、スポーツ傷害保険等に加入した上で事業に参加させること。
- (6) 感染症や熱中症、怪我の防止に十分配慮し実施すること。

競技水準向上対策事業補助金の適切な執行について

⚠ 通知の確認

手続き方法については、令和8年4月1日付け新スポ協第1号「令和8年度（公財）新潟県スポーツ協会競技水準向上対策事業補助金に関する手続きについて（通知）」にて連絡済みです。記載の通りにお手続きください。

⚠ 補助金交付要綱・実施要領・手引きの熟読

要綱・要領を熟読の上、記載の通りに書類を整備してください。
証憑書類がルール通りに整備されていないことにより、実績報告時に補助対象外となる支出が確認されています。

⚠ 交付申請期限の厳守

全体の交付決定や補助金の支払いに影響が生じますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、期限を超過した場合、補助金の交付対象外となります。

⚠ 実績報告期限の厳守

補助金の支払いや県への報告、次年度事業等に影響が生じますので、ご理解とご協力をお願いします。

⚠ 当該年度の様式を使用

当該年度に指定した様式以外での申請・報告については受け付けません。

⚠ 事業計画の変更時の対応

事前の承認なく事業計画を変更した場合や、やむを得ない理由以外での計画の変更により返納が発生した場合は、次年度の当初配分において減額となります。

⚠ 申請・報告窓口の一本化

事業（新潟ジュニア育成・国スポ強化・強化スタッフ支援）・種別・種目の担当者が作成した書類は、競技団体内総括者が確認を行った上で、まとめて申請・報告をされますようお願いいたします。

⚠ 書類不備等削減の徹底

例年、報告書類不備や説明不十分による内容確認および修正等に膨大な時間を要しますので、書類提出前にダブルチェックを行うなど十分に確認をお願いします。

⚠ 年度末報告時の連絡について

書類に関する問い合わせに迅速に対応できる様、ご準備をお願いします。
実績報告書提出期限～県への報告期限までの時間がタイトである為、競技団体の皆様からのご協力が不可欠です。